

令和3年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和2年度 条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定県第 171 号議案	神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例	1
定県第 172 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定県第 173 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	4
定県第 174 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	6
定県第 175 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	7
定県第 176 号議案	企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	12
定県第 177 号議案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	13
定県第 178 号議案	指定管理者の指定について（芹が谷やまゆり園）	16
定県第 179 号議案	指定管理者の指定について（津久井やまゆり園）	17
定県第 180 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	18
定県第 181 号議案	県道路線の認定について	20
定県第 182 号議案	訴訟の提起について	21
定県第 183 号議案	和解について	23
定県第 184 号議案	和解について	24
定県第 185 号議案	調停について	25

神奈川県新型コロナウイルス感染症対応 地方創生基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この条において同じ。）のまん延の防止、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた住民及び事業者に対する支援等を行うことを目的として国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積み立てるため、神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、次に掲げる事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 学生の学業継続のために必要な資金の融資に係る利子補給
- (2) 医療機関の経営の安定化及び健全化のために必要な資金の融資に係る利子補給
- (3) 中小企業等に対する融資の充実及び強化のための信用保証に係る補助

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効の際基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付するものとする。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくるの項、特定非営利活動法人葉山まちづくり協会の項及び特定非営利活動法人はあとハウスの項を削り、同表特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワークの項中「横浜市港南区上大岡西一丁目12番3-204号」を「横浜市港南区笹下一丁目7番6号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人スローレーベル	横浜市神奈川区白幡南町26-2	令和3年1月1日から 令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人フードバンクひらつか	平塚市山下12番1リゾート高麗101	令和3年1月1日から 令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人葉山まちづくり協会	三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷1,874番	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくる	大和市つきみ野四丁目5番地つきみ野ビレジB2-205	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワークの項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定(特定非営利活動法人スローレーベルの項及び特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくるの項、特定非営利活動法人葉山まちづくり協会の項及び特定非営利活動法人はあとハウスの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第16条中「期間」の次に「(第1号に掲げる理由による場合は、7日の範囲内において必要と認める期間)」を加え、同条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保

ウ ア又はイに掲げる理由に準ずるもの

(2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難

(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第13条中「期間」の次に「(第1号に掲げる理由による場合は、7日の範囲内において必要と認める期間)」を加え、同条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保

ウ ア又はイに掲げる理由に準ずるもの

(2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難

(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合の特別休暇の新設等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表21の項中「敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」を 居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料
居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
手数料
可申請手数料 に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県建築基準条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表49の項(3)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

14万円

別表の8 県土整備局関係の表49の項(3)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

30万円

別表の8 県土整備局関係の表50の項(3)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

1万7,000円

別表の8 県土整備局関係の表50の項(3)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

1万7,000円

別表の8 県土整備局関係の表52の項(3)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

7万円

別表の8 県土整備局関係の表52の項(3)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

15万円

別表の8 県土整備局関係の表53の項(3)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

8,500円

別表の 8 県土整備局関係の表53の項(3)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物

8,500円

別表の 8 県土整備局関係の表54の項(1)中「第 1 条第 1 号イに適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号ロの評価方法による」に改め、同項(1)エ中「87万円」を「44万円」に改め、同項(1)エを同項(1)カとし、同項(1)ウ中「77万円」を「37万円」に改め、同項(1)ウを同項(1)オとし、同項(1)イ中「65万円」を「31万円」に改め、同項(1)イを同項(1)エとし、同項(1)ア中「合計が」の次に「2,000平方メートル以上」を加え、「53万円」を「24万円」に改め、同項(1)アを同項(1)ウとし、同項(1)にア及びイとして次のように加える。

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物

11万円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

15万円

別表の 8 県土整備局関係の表54の項(2)中「第 1 条第 1 号イに適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号ロの評価方法による」に改め、同項(2)エ中「23万円」を「22万円」に改め、同項(2)エを同項(2)カとし、同項(2)ウ中「19万円」を「18万円」に改め、同項(2)ウを同項(2)オとし、同項(2)イ中「15万円」を「14万円」に改め、同項(2)イを同項(2)エとし、同項(2)ア中「合計が」の次に「2,000平方メートル以上」を加え、「10万円」を「9万5,000円」に改め、同項(2)アを同項(2)ウとし、同項(2)にア及びイとして次のように加える。

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物

2万6,000円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

3万8,000円

別表の 8 県土整備局関係の表54の項(3)中「第 1 条第 1 号ロに適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号ロ以外の評価方法による」に改め、同項(3)エ中「44万円」を「87万円」に改め、同項(3)エを同項(3)カとし、同項(3)ウ中「37万円」を「77万円」に改め、同項(3)ウを同項(3)オとし、同項(3)イ中「31万円」を「65万円」に改め、同項(3)イを同項(3)エとし、同項(3)ア中「合計が」の次に「2,000平方メートル以上」を加え、「24万円」を「53万円」に改め、同項(3)アを同項(3)ウとし、同項(3)にア及びイとして次のように加える。

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物

29万円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

37万円

別表の 8 県土整備局関係の表54の項(4)中「第 1 条第 1 号ロに適合するものとして」を「第 1 条第

1項第1号ロ以外の評価方法による」に改め、同項(4)エ中「22万円」を「23万円」に改め、同項(4)エを同項(4)カとし、同項(4)ウ中「18万円」を「19万円」に改め、同項(4)ウを同項(4)オとし、同項(4)イ中「14万円」を「15万円」に改め、同項(4)イを同項(4)エとし、同項(4)ア中「合計が」の次に「2,000平方メートル以上」を加え、「9万5,000円」を「10万円」に改め、同項(4)アを同項(4)ウとし、同項(4)にア及びイとして次のように加える。

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物

3万1,000円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

4万3,000円

別表の8 県土整備局関係の表55の項(2)ア(ア)中「第1条第1号イに適合するものとして」を「第1条第1項第1号ロの評価方法による」に、「23万円」を「8万7,000円」に改め、同項(2)ア(イ)中「第1条第1号イに適合するものとして」を「第1条第1項第1号ロの評価方法による」に、「2万3,000円」を「1万9,000円」に改め、同項(2)ア(ウ)中「第1条第1号ロに適合するものとして」を「第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による」に、「8万7,000円」を「23万円」に改め、同項(2)ア(エ)中「第1条第1号ロに適合するものとして」を「第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による」に、「1万9,000円」を「2万3,000円」に改め、同項(2)イを削り、同項(2)ウ中「2,000平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同項(2)ウを同項(2)イとし、同表56の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項(2)イ中「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「同号ロ(1) 又は同令第10条第3号ロに適合するものとして」を「同号ロ(2) の評価方法により」に改め、同項(2)イ(ア)中「23万円」を「8万7,000円」に改め、同項(2)イ(カ)中「87万円」を「44万円」に改め、同項(2)イ(カ)を同項(2)イ(キ)とし、同項(2)イ(オ)中「77万円」を「37万円」に改め、同項(2)イ(オ)を同項(2)イ(カ)とし、同項(2)イ(エ)中「65万円」を「31万円」に改め、同項(2)イ(エ)を同項(2)イ(オ)とし、同項(2)イ(ウ)中「53万円」を「24万円」に改め、同項(2)イ(ウ)を同項(2)イ(エ)とし、同項(2)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「37万円」を「15万円」に改め、同項(2)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

11万円

別表の8 県土整備局関係の表56の項(2)ウ(ア)中「8万7,000円」を「23万円」に改め、同項(2)ウ(カ)中「44万円」を「87万円」に改め、同項(2)ウ(カ)を同項(2)ウ(キ)とし、同項(2)ウ(オ)中「37万円」を「77万円」に改め、同項(2)ウ(オ)を同項(2)ウ(カ)とし、同項(2)ウ(エ)中「31万円」を「65万円」に改め、同項(2)ウ(エ)を同項(2)ウ(オ)とし、同項(2)ウ(ウ)中「24万円」を「53万円」に改め、同項(2)ウ(ウ)を同項(2)ウ(エ)とし、同項(2)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「15万円」を「37万円」に改め、同項(2)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

29万円

別表の8 県土整備局関係の表56の項(3)中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同項(3)ウ中「第30条第1項第4号」を「第35条第1項第4号」に改め、同表57の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同項(2)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(2)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、

同項(2)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

1万6,000円

別表の 8 県土整備局関係の表57の項(3)ウ中「第30条第 1 項第 4 号」を「第35条第 1 項第 4 号」に改め、同表58の項中「第30条第 2 項 (同法第31条第 2 項)」を「第35条第 2 項 (同法第36条第 2 項)」に、「第29条第 1 項又は第31条第 1 項」を「第34条第 1 項又は第36条第 1 項」に改め、同表59の項中「第31条第 1 項」を「第36条第 1 項」に改め、同項(2)イ中「第10条第 1 号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第 1 号イ(2)及びロ(2)」に、「同号ロ(1) 又は同令第10条第 3 号ロに適合するものとして」を「同号ロ(2) の評価方法により」に改め、同項(2)イ(ア)中「11万5,000円」を「4万3,500円」に改め、同項(2)イ(カ)中「43万5,000円」を「22万円」に改め、同項(2)イ(キ)を同項(2)イ(ク)とし、同項(2)イ(ケ)中「38万5,000円」を「18万5,000円」に改め、同項(2)イ(コ)を同項(2)イ(カ)とし、同項(2)イ(ク)中「32万5,000円」を「15万5,000円」に改め、同項(2)イ(ケ)を同項(2)イ(コ)とし、同項(2)イ(ク)中「26万5,000円」を「12万円」に改め、同項(2)イ(ウ)を同項(2)イ(ク)とし、同項(2)イ(イ)中「300 平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「18万5,000円」を「7万5,000円」に改め、同項(2)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

5万5,000円

別表の 8 県土整備局関係の表59の項(2)ウ(ア)中「4万3,500円」を「11万5,000円」に改め、同項(2)ウ(カ)中「22万円」を「43万5,000円」に改め、同項(2)ウ(キ)を同項(2)ウ(ク)とし、同項(2)ウ(ケ)中「18万5,000円」を「38万5,000円」に改め、同項(2)ウ(コ)を同項(2)ウ(カ)とし、同項(2)ウ(ク)中「15万5,000円」を「32万5,000円」に改め、同項(2)ウ(ケ)を同項(2)ウ(コ)とし、同項(2)ウ(ウ)中「12万円」を「26万5,000円」に改め、同項(2)ウ(ウ)を同項(2)ウ(ク)とし、同項(2)ウ(イ)中「300 平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「7万5,000円」を「18万5,000円」に改め、同項(2)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

14万5,000円

別表の 8 県土整備局関係の表59の項(3)ウ及びオ中「第30条第 1 項第 4 号」を「第35条第 1 項第 4 号」に改め、同表60の項中「第31条第 1 項」を「第36条第 1 項」に、「第30条第 1 項第 1 号」を「第35条第 1 項第 1 号」に改め、同項(2)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(ク)から(カ)までとし、同項(2)イ(イ)中「300 平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

8,000円

別表の 8 県土整備局関係の表60の項(3)ウ及びオ中「第30条第 1 項第 4 号」を「第35条第 1 項第 4 号」に改め、同表61の項中「第36条第 1 項」を「第41条第 1 項」に改め、同項(3)ウ中「第 1 条第 1 項第 1 号イ又は同項第 3 号ロに適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号ロの評価方法により」に改め、同項(3)ウ(ア)中「23万円」を「8万7,000円」に改め、同項(3)ウ(カ)中「87万円」を「44万円」に改め、同項(3)ウ(キ)を同項(3)ウ(ク)とし、同項(3)ウ(コ)中「77万円」を「37万円」に改め、同項(3)ウ(オ)を同項(3)ウ(カ)とし、同項(3)ウ(ク)中「65万円」を「31万円」に改め、同項(3)ウ(ケ)を同項(3)ウ(コ)とし、同項(3)ウ(ウ)中「53万円」を「24万円」に改め、同項(3)ウ(ウ)を同項(3)ウ(ク)とし、同項(3)ウ(イ)中「300 平方メートル」を「1,000

平方メートル」に、「37万円」を「15万円」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

11万円

別表の 8 県土整備局関係の表61の項(3)エ(ア)中「8万7,000円」を「23万円」に改め、同項(3)エ(カ)中「44万円」を「87万円」に改め、同項(3)エ(カ)を同項(3)エ(キ)とし、同項(3)エ(オ)中「37万円」を「77万円」に改め、同項(3)エ(オ)を同項(3)エ(カ)とし、同項(3)エ(エ)中「31万円」を「65万円」に改め、同項(3)エ(エ)を同項(3)エ(オ)とし、同項(3)エ(ウ)中「24万円」を「53万円」に改め、同項(3)エ(ウ)を同項(3)エ(エ)とし、同項(3)エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「15万円」を「37万円」に改め、同項(3)エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

29万円

別表の 8 県土整備局関係の表62の項中「第36条第 1 項」を「第41条第 1 項」に、「第30条第 1 項」を「第35条第 1 項」に改め、同項(2)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(2)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

1万6,000円

別表の 8 県土整備局関係の表63の項(2)ア(ア)中「第 1 条第 1 号イに適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号口の評価方法により」に、「23万円」を「8万7,000円」に改め、同項(2)ア(イ)中「第 1 条第 1 号イに適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号口の評価方法により」に、「2万3,000円」を「1万9,000円」に改め、同項(2)ア(ウ)中「第 1 条第 1 号口に適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号口以外の評価方法により」に、「8万7,000円」を「23万円」に改め、同項(2)ア(エ)中「第 1 条第 1 号口に適合するものとして」を「第 1 条第 1 項第 1 号口以外の評価方法により」に、「1万9,000円」を「2万3,000円」に改め、同項(2)イを削り、同項(2)ウ中「2,000平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同項(2)ウを同項(2)イとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和 3 年 2 月 10 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アに次のように加える。

- (ロ) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の感染の防止に資する製品に関する事業
- 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県企業誘致施策の支援対象の追加に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する 条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「自動車のみの交通の用に供する」を「法第43条第1項各号に掲げる」に改める。

第16条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。

第16条の2第1項中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項ただし書中「前項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて次の表に定める幅員」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第19条に次の1項を加える。

- 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「3メートル（2以下の住戸の専用の通路については、2メートル）」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第51条の3第1項中「第16条の2第2項」を「第16条の2第3項」に改め、「の規定」の次に「（次項において「耐火性能関係規定」という。）」を加え、同条第2項中「規定」の次に「（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）」を加え、「みなす」を「みなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす」に改める。

第52条の20第1項中「被害者」を「被災者」に、「建築する延べ面積100平方メートル以内の住宅」を「建築し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（当該住宅に設ける建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁」に、「6月以内に法第6条第1項の規定による確認」を「2年以内に法の規定による確認、認定又は許可」に、「係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る中間検査申請等手数料は」を「関する別表に規定する手数料は、」に改め、同条第2項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、知事が特別の事由があると認めるときは、別表に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

第56条第3項中「第3条第2項」の次に「(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第5項から第7項までにおいて同じ。)」を加え、「第52条の9」を「第52条の9から第52条の13まで」に、「大規模の模様替え」を「大規模の模様替」に改め、同条第5項中「建築(政令第137条の8各号に定める範囲内の増築又は改築及び建築物の用途を変更しない建築で、建築後における延べ面積が政令第137条に規定する基準時(次項において「基準時」という。)における当該延べ面積を超えないものに限る。)」を「新築(用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時(法第3条第2項の規定により第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの規定(これらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次項において同じ。)における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築」に改め、同条第6項中「建築(建築物の用途を変更しない建築で、建築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないものに限る。)」を「新築、増築又は改築で新築、増築又は改築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないもの」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法第3条第2項の規定により、第52条の6、第52条の7又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物の用途の変更については、これらの規定は、適用しない。

別表中「(第52条の19関係)」を「(第52条の19、第52条の20関係)」に改め、同表中21の7の項を21の9の項とし、21の2の項から21の6の項までを2項ずつ繰り下げ、21の項の次に次のように加える。

21の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料	16万円
21の3 法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料等を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定管理者の指定について

芹が谷やまゆり園の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 芹が谷やまゆり園
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 社会福祉法人かながわ共同会
 - (2) 主たる事務所の所在地 秦野市南矢名三丁目2番1号
- 3 指 定 期 間 令和3年8月1日から令和5年3月31日まで

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

芹が谷やまゆり園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

津久井やまゆり園の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 津久井やまゆり園
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 社会福祉法人かながわ共同会
 - (2) 主たる事務所の所在地 秦野市南矢名三丁目2番1号
- 3 指 定 期 間 令和3年8月1日から令和5年3月31日まで

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

津久井やまゆり園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農村振興整備事業	綾瀬市	10,000 ^{千円}	0 ^{千円}
農道整備事業	小田原市	68,450	48,850
〃	中井町	10,000	20,000
県営ほ場整備事業	南足柄市	22,500	21,975
県営漁港整備事業	三浦市	48,400	46,900
相模川流域下水道事業	相模原市	282,081	281,780
〃	平塚市	131,320	131,180
〃	藤沢市	10,799	10,787
〃	茅ヶ崎市	92,443	92,344
〃	厚木市	127,346	127,210
〃	伊勢原市	18,661	18,641
〃	海老名市	63,242	63,174
〃	座間市	48,036	47,985
〃	綾瀬市	14,342	14,327
〃	寒川町	33,954	33,918
〃	大磯町	13,478	13,464
〃	愛川町	28,251	28,221
酒匂川流域下水道事業	小田原市	162,154	161,615
〃	南足柄市	1,627	1,621
〃	二宮町	425	423
〃	中井町	332	331
〃	大井町	3,847	3,822
〃	松田町	3,991	3,977
〃	山北町	2,648	2,619
〃	開成町	607	605
〃	箱根町	187,802	187,791
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,153,764	2,897,065

〃	平塚市	1,315,845	1,200,797
〃	藤沢市	50,340	44,359
〃	茅ヶ崎市	1,013,959	939,824
〃	厚木市	1,204,263	1,096,041
〃	伊勢原市	169,006	156,429
〃	海老名市	711,845	658,901
〃	座間市	479,866	438,426
〃	綾瀬市	126,790	117,803
〃	寒川町	199,162	181,332
〃	大磯町	86,448	75,276
〃	愛川町	166,780	146,587
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,661,199	1,630,433
〃	秦野市	23,218	22,076
〃	南足柄市	251,117	242,185
〃	二宮町	99,208	94,807
〃	中井町	62,810	60,208
〃	松田町	59,801	57,247
〃	山北町	104,715	99,211
〃	開成町	135,207	128,903

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

県道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、次のとおり県道路線を認定するものとする。

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	法第7条第1項該当号
		終 点		
169	湘南台大神	藤沢市湘南台	高座郡寒川町	4
		平塚市大神		

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

藤沢市湘南台から平塚市大神までの区間を県道路線に認定したいので、道路法第7条第2項の規定により提案するものであります。

3 請求内容 県営住宅の明渡し及び損害金支払請求

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 国道134号における自転車転倒事故に伴う損害賠償請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方



東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
代表取締役 原 典之

- 3 和解内容 相手方  に対する和解金2,000万円の支払い

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

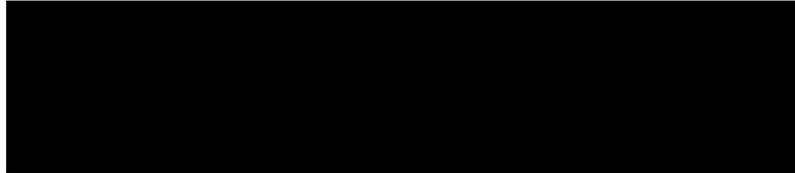
国道134号における自転車転倒事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所小田原支部から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

1 件 名 藤沢市大鋸1203番地の7地先道路上において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件に係る和解

2 和解の相手方



東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上日動火災保険株式会社
代表取締役 広瀬伸一

3 和解内容 相手方に対する和解金134万3,000円の支払い、相手方による和解金46万1,000円の支払い

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

藤沢市大鋸1203番地の7地先道路上において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

調 停 に つ い て

民事調停法第16条に基づく調停を成立させるものとする。

- 1 件 名 県有緑地倒木被害に関する損害賠償請求事件に係る調停
- 2 調停の相手方 
- 3 調 停 金 額 1,300万円

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県有緑地倒木被害に関する損害賠償請求事件に係る調停を成立させたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

